

# マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。  
マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、  
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。  
(マイナンバーカードの取得やマイナ保険証の利用登録は任意です。)

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格確認書<br>とは<br>(A4サイズの書面) | 医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況<br>にある方に有効期限を定めて交付するものです。<br>※高額な医療費の窓口負担を軽減するには健保組合へ『限度額適用認定書』の<br>申請が必要です。                                                                                                                                                                       |
| 交付対象者                     | 令和7年10月1日時点において <u>マイナ保険証を持っていない</u><br>加入者様*<br><div>*「マイナ保険証を持っていない」とは以下のことをいいます。<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカードを持っていない</li><li>・マイナンバーカードを持っているが、保険証利用の登録を行っていない等の理由により、<br/>マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない</li><li>・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている</li></ul></div> |
| 有効期限                      | 2027年11月30日                                                                                                                                                                                                                                                                      |

・有効期限までに退職・扶養の減員等で当健保の資格を喪失した場合は、事業所に資格確認書をご返却ください。

## Q 今持っている健康保険証はどうしたらよいですか？

令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、**ご自身で破棄してください。**なお、令和7年12月1日までに退職等で当健保の資格を喪失した場合は、事業所に  
ご返却ください。

(任意継続のご加入者様が就職等により資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格  
喪失申出書」と合わせて当健保へご返却ください。)

## Q マイナンバーカードが保険証として利用できるかを確認できますか？

次のページの『マイナンバーカードがマイナ保険証として利用できるかどうかの確認方法は？』を  
ご確認ください。

## Q 家族全員分の資格確認書がないのはなぜですか？

資格確認書は**マイナ保険証をお持ちでない加入者様のみ**にお送りしています。

## Q 資格確認書を紛失・き損してしまいました。どうしたらよいですか？

『健康保険資格確認書（再）交付申請書』を事業主経由にて、健康保険組合へ届出し、  
再交付をうけてください。（任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出ください。）

き損したときは、上記申請書にき損した資格確認書を添付してください。

資格確認書の**再交付は有料（500円/枚）**となります。

# 医療機関等の受診は マイナ保険証で

\* マイナ保険証・・・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

## ・マイナ保険証のメリット

- ・過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます。\* 患者の同意が必要です。
- ・限度額適用認定証等がなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

## ・マイナンバーカードの安全性

- ・顔写真入りのため、対面での悪用は困難、なりすましはできません。
- ・ICチップにプライバシー性の高い、税や年金、健診結果や薬などの情報は記載されません。
- ・オンラインの利用には暗証番号で認証した電子証明書を使います。マイナンバーは使いません。
- ・マイナンバーを利用する手続きでは顔写真付きの本人確認書類が必要なので悪用は困難。

## ・マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするための手続きは？

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

##### ■申請方法

- ① オンラインで申請する  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの  
証明写真機から申請する



### STEP2.

#### マイナンバーカードを 健康保険証として登録

##### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある  
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細はこちら⇒



マイナンバーカードの保険証利用  
登録状況は、マイナポータルで  
確認できます⇒



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

**0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く)  
平日9:30-20:00  
土日祝9:30-17:30

## ・マイナンバーカードがマイナ保険証として利用できるかどうかの確認方法は？



1

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカード  
を用意します



2

「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

「健康保険証」を押します

4

「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録  
状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」を  
タップするとその場で登録完了できます！